

令和4年度 モータースポーツ振興事業等支援補助金
募集要領

1. 補助金の概要

(1) 補助金の目的

本市では、モータースポーツ振興による滞在型観光の推進や雇用創出、地域活性化を目指して、「(仮称) 沖縄サーキット」の実現に向けた取り組みを進めている。

令和3年度には、短期ビジョンとなる「モータースポーツマルチフィールド沖縄」を供用開始し、モータースポーツ競技を中心に多目的に活用されているところである。

本補助金は、モータースポーツマルチフィールド沖縄で開催される、モータースポーツの普及促進に資するコンテンツを盛り込んだイベントの実施について、その経費の一部に対し補助金を交付することより、モータースポーツの更なる振興を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業等

①補助対象となるイベント及びコンテンツ等の内容は、下記のいずれにも該当するものとする。

ア モータースポーツマルチフィールド沖縄で開催されること。

イ モータースポーツの普及促進に資すると市長が認められるもの。

②ただし、次の各号に該当する事業は対象としない。

ア 公序良俗に反する事業

イ 政治又は宗教に関する活動を目的とする事業

ウ 一般に広く公開されない事業

エ 法令、条例に違反する事業

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与していると認められる事業

カ その他、市長が補助目的に適合しないと認める事業

(3) 補助金の内容

①補助率：対象経費の3分の2以内

②上限額：20万円以内

③採択件数：10件程度を予定

④補助対象経費：下表のとおり

- ・補助対象経費は、原則として一般来場者等を対象にした、モータースポーツの魅力を発信するコンテンツ等の実施に係る経費を対象とし、一般的な競技会等の運営部分については原則対象外経費とする。

<対象経費の例>

- ・有名な競技者等の出演に関する旅費、出演費等
- ・車両展示やブース展示等に係る設営費用等
- ・チラシ制作やシャトルバス送迎等の来場者拡大に係る費用

項目	内容
旅費	外部専門家等の招聘等に必要な旅費。
謝金	イベント等に出席した外部専門家等に対する出演費、謝金等。
借料	機械器具等の賃借等に要する経費
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費 (来場者等の送迎に係るシャトルバス運行、警備委託等)
印刷製本費	チラシ等の印刷製本に関する経費
その他諸経費	他のいずれの区分にも属さないもので、補助事業等に使用されることが特定・確認できるもの。 (通信運搬費(運送代等)、展示ブース設置等に要する消耗品費等(備品は対象外))

<対象外経費の例>

- ・イベントに従事するスタッフ等の補助金人件費
- ・競技運営部分に係る設営費、消耗品費
- ・施設及び備品等の使用料
- ・競技参加者の走行車両の輸送費用
- ・異なる会計年度に属する経費
- ・交付決定日以前に支出した経費
- ・補助事業者でない者が支出した経費
- ・補助事業者自身が請求者となっている経費
- ・交際費、慶弔費、飲食費(懇親会費等)等の経費
- ・補助事業等の目的と直接関係のない慰労又は視察等の経費
- ・他の団体等への助成金
- ・消費税及び地方消費税(課税事業者のみ)
- ・その他社会通念上、公金を支出することがふさわしくない経費

2. 応募申請資格

(1) 応募申請しようとする者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる事項いずれかに該当する者とする。

- ① モータースポーツ又は自動車関連産業等に関係する法人等
- ② モータースポーツ競技者等で組織する任意団体等。ただし、直近1年間においてモータースポーツマルチフィールド沖縄の専用利用実績が3件以上ある者に限る。

(2) 前項の規定にかかわらず、次の団体等は対象としない。

- ① 地方公共団体
- ② 政治に関する活動を目的とする団体
- ③ 宗教に関する活動を目的とする団体
- ④ 本市や国、他の地方公共団体から本事業に関して別の補助を受けている団体
- ⑤ 市税の滞納がある者（法人格を有しない団体の場合は、その代表者）
- ⑥ 代表者が未成年である団体
- ⑦ 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人
- ⑧ 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与していると認められる団体

3. スケジュール

(1) 募集期間：令和4年9月29日（木）～ 令和5年2月28日（火）17時まで

※申請書の提出は募集期間内に随時受け付ける。

(2) 審査：申請受付後随時実施

(3) 注意事項

- ① 申請は先着順で受付及び審査を実施する。
- ② 申請が予算額に達した場合、募集期間中であっても受付を終了する。

4. 提出書類等

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第1号の2）

(3) その他必要な書類

- ① 法人は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記している個人は履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③ 商号登記していない個人は身分証明書
- ④ 滞納のない証明書
 - ア) 法人は市町村税、法人税、消費税及び地方消費税
 - イ) 個人は市町村税、所得税、消費税及び地方消費税

※上記書類に不備があった場合は、申請を受け付けない。

5. 提案書類の提出方法

(1) 提出方法： 持参又は書留郵便で提出すること。（募集期間内必着）

【提出先】

沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当 玉城、赤嶺
(所在地) 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号 5階
(電話番号) 098-923-3465 (直通)

6. 補助金の審査及び交付に関する事項

(1) 審査

- ・ 沖縄市企画部プロジェクト推進室において、提出された申請書等の審査を実施し、予算の範囲内において採択の可否を決定する。

(2) 交付決定

- ①前項の審査により、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書により通知する。
- ②その際、沖縄市は交付決定に必要な条件を付することができる。申請者は当該条件等の実施のために、事業計画等に必要な修正を行うこととする。

(3) 補助事業の実施に向けた協議

- ①補助を受けて実施するイベントの内容については、提出書類等に記載された事業計画等の内容を尊重し、実施に向けて沖縄市と適宜協議を行いながら進めていくものとする。
- ②事業計画書に記載した内容については、正当な理由があり、市が認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
やむを得ず事業計画書等に変更が必要な場合は、補助事業等変更等承認申請書を沖縄市に提出しなければならない。